

特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）第62条の規定に基づき、東北防衛局における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する達を次のように定める。

平成27年1月8日

東北防衛局長 齋藤 雅一

東北防衛局における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する達

改正 令和3年12月22日東北防衛局達第11号

改正 令和4年6月1日東北防衛局達第9号

（目的）

第1条 この達は、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号。以下「訓令」という。）及び特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令の運用について（平成26年防防調第18144号。以下「通達」という。）に定めるもののほか、東北防衛局における職員の特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 訓令に定めるもののほか、この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部長等 総務部長、企画部長、調達部長、三沢防衛事務所長及び郡山防衛事務所長をいう。
- (2) 防衛補佐官等 防衛補佐官及び会計監査官をいう。

（名簿の提出）

第3条 部長等は、特定秘密の取扱いの業務を行わせるために適性評価を実施する必要があると認める職員について、訓令第7条第1項に規定する候補者名簿を作成し、別記第1号様式により特定秘密管理者に通知するものとする。

- 2 部長等は、前項の規定に基づき候補者名簿を作成する際、自らについても掲載するものとする。
- 3 部長等は、候補者名簿に記載し、又は記録した事項に変更があるとき（評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったときを含む。）

は、別記第2号様式により特定秘密管理者に通知するものとする。

4 防衛補佐官等に係る第1項及び第3項に規定する候補者名簿に関する事務は、総務部長が行うものとする。

(名簿の承認)

第4条 訓令第8条第2項の規定による通知は、特定秘密管理者(部長等気付)に対し行うものとする。ただし、候補者名簿に登載されている評価対象者が防衛補佐官等である場合には、総務部長に対して通知するものとする。

(評価対象者の不同意等)

第5条 訓令第11条第3項の規定による通知は、特定秘密管理者(部長等気付)に対し行うものとする。ただし、同意を得られなかった評価対象者が防衛補佐官等である場合には、総務部長に対して通知するものとする。

(評価対象者の同意の取下げ)

第6条 訓令第12条第4項の規定による通知は、特定秘密管理者(部長等気付)に対し行うものとする。ただし、同意の取下書を提出した評価対象者が防衛補佐官等である場合には、総務部長に対して通知するものとする。

(特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者への結果の通知等)

第7条 訓令第22条第1項の規定による通知は、適性評価実施責任者に報告の上、行うものとする。

2 訓令第22条第2項の規定による誓約書を徴するときは、その写しを特定秘密管理者(部長等気付)に提出するよう求めるものとする。ただし、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者が防衛補佐官等である場合は、総務部長に提出するよう求めるものとする。

(特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった者への結果の通知等)

第8条 訓令第23条第1項の規定による通知は、適性評価実施責任者に報告の上、行うものとする。

(特定秘密管理者への結果の通知等)

第9条 訓令第24条の規定による通知は、特定秘密管理者(部長等気付)に対し行うものとする。ただし、評価対象者が防衛補佐官等である場合には、総務部長に対して通知するものとする。

2 部長等は、適性評価の結果を受けて、評価対象者の配置換等が必要と認めるときは、特定秘密管理者に報告の上、その旨を人事担当部署に連絡するものとする。

(苦情受理窓口)

第10条 訓令第25条に規定する苦情受理窓口は総務部総務課とする。

(苦情処理結果の通知等)

第11条 訓令第28条第1項の規定による通知は、苦情処理責任者に報告の上、行うものとする。

2 訓令第28条第6項の規定による通知は、特定秘密管理者(部長等気付)に対し行うものとする。ただし、当該通知に係る苦情申出者が防衛補佐官等である場合については、総務部長に対して通知するものとする。

(職員が法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置)

第12条 特定秘密取扱職員の上司等は、当該特定秘密取扱職員について訓令第30条第1項各号に掲げる事情の有無について把握に努めるものとする。

2 通達第6第1項に規定する確認は、東北防衛局長が指定する者が行うものとする。

3 特定秘密取扱職員の上司等は、当該特定秘密取扱職員について訓令第30条第1項各号に掲げる事情があると認めた場合には、速やかにこれを部長等に連絡するものとする。ただし、当該特定秘密取扱職員が防衛補佐官等である場合については、総務部長に連絡するものとする。

4 前項の連絡を受けた部長等は、特定秘密管理者に連絡するものとする。

(名簿の受領)

第13条 訓令第37条第1項に規定する名簿は、特定秘密管理者(部長等気付)が受領するものとする。

2 前項の規定により適合事業者から名簿を受領した部長等は、当該名簿に登載された従業者に特定秘密の取扱いの業務を行わせるために適性評価を実施する必要があると認めるときは、訓令第37条第3項に規定する候補者名簿を作成し、別記第1号様式により特定秘密管理者に通知するものとする。

3 前項の候補者名簿を受領した特定秘密管理者は、候補者名簿を適性評価実施責任者に対し提出するものとする。

4 部長等は、候補者名簿に記載した事項を変更する必要があるとき(評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったときを含む。)は、特定秘密管理者にその旨を通知するものとする。

(名簿の承認)

第14条 訓令第38条第2項の規定による通知は、特定秘密管理者(部長等気付)に対し行うものとする。

(評価対象者の不同意等)

第15条 訓令第40条第3項の規定による通知は、特定秘密管理者(部長等気付)に対し行うものとする。

(評価対象者の同意の取下げ)

第16条 訓令第41条第4項の規定による通知は、特定秘密管理者(部長等気付)に対し行うものとする。

(特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者への結果の通知等)

第17条 訓令第46条第1項の規定による通知は、適性評価実施責任者に報告の上、行うものとする。

(特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった者への結果の通知等)

第18条 訓令第47条第1項の規定による通知は、適性評価実施責任者に報告の上、行うものとする。

(特定秘密管理者への結果の通知等)

第19条 訓令第48条第1項の規定による通知は、特定秘密管理者(部長等気付)に対して行うものとする。

(苦情受理窓口)

第20条 訓令第49条に規定する苦情受理窓口は総務部総務課とする。

(苦情処理結果の通知等)

第21条 訓令第50条第1項の規定による通知は、苦情処理責任者に報告の上、行うものとする。

2 訓令第50条第6項の規定による通知は、特定秘密管理者（部長等気付）に対し行うものとする。

附 則

この達は、平成27年1月8日から施行する。

附 則

この達は、令和3年12月22日に施行し、令和3年7月1日から適用する。

附 則

この達は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月7日から適用する。

別記第1号様式（第3条及び第13条関係）

令和 年 月 日
第 号

特定秘密管理者
東北防衛局長 殿

官 職

適性評価に関する候補者名簿について（通知）

標記について、東北防衛局防衛局における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する達（平成27年東北防衛局達第1号）
〔第3条第1項
第13条第2項〕の規定に基づき、別紙のとおり通知する。

添付書類：別紙

別記第2号様式（第3条関係）

令和 年 月 日
第 号

特定秘密管理者
東北防衛局長 殿

官 職

適性評価に関する候補者名簿について（通知）

標記について、東北防衛局防衛局における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する達（平成27年東北防衛局達第1号）第3条第3項の規定に基づき、別紙のとおり通知する。

記

- 1 氏名
- 2 職務の級又は階級
- 3 所属部署・職名
- 4 記載事項の変更内容
- 5 変更する理由